

資 料 配 付
筑波研究学園都市記者会 平成19年 9月 4日

平成19年 9月 4日

国 土 交 通 省
国土技術政策総合研究所

平成19年度国土技術政策総合研究所発注者綱紀保持委員会 定例会議の審議概要について

国土技術政策総合研究所発注者綱紀保持委員会は、入札談合の再発防止対策について(平成17年7月29日国土交通省入札談合再発防止対策検討委員会)を踏まえ、会計法、独占禁止法、入札契約適正化法その他の発注事務に係る関係法令の遵守はもとより、国民の疑惑を招かないよう公共工事等の発注事務に係る綱紀の保持を図るため、国土技術政策総合研究所に設置されました。

平成19年度発注者綱紀保持委員会定例会議が、平成19年6月26日に開催されましたので、その審議の概要をお知らせいたします。

問い合わせ先	
国土交通省 国土技術政策総合研究所	
茨城県つくば市旭1番地	TEL 029-864-2211
総務部 総務課 長	黒澤 肇 (029-864-2838)

国土技術政策総合研究所発注者綱紀保持委員会定例会議 議事概要

開催日及び場所	平成19年6月26日(火) 砂防会館別館 穂高会議室
委員	<p>委員長 望月常好 所長 副委員長 小川富由 副所長 副委員長 山根隆行 副所長 委員 片山恒雄 東京電機大学 教授 委員 柴山知也 横浜国立大学 教授 委員 吉田倬郎 工学院大学 教授 委員 角田茂 金沢工業大学 参事 委員 西川和廣 研究総務官 委員 丹上健 総務部長 委員 猪股純 企画部長 委員 齋藤純 管理調整部長 委員 高柳淳二 環境研究部長 委員 藤木修 下水道研究部長 委員 大平一典 河川研究部長 委員 佐藤浩 道路研究部長 委員 西山功 建築研究部長 委員 松本浩 住宅研究部長 委員 後藤隆之 都市研究部長 委員 樋口嘉章 沿岸海洋研究部長 委員 齋藤純 港湾研究部長 委員 加藤久晶 空港研究部長 委員 山田晴利 高度情報化研究センター長 委員 古賀省三 危機管理技術研究センター長</p>
議事の概要	<p>審議事項 発注者綱紀保持規程の改正について 発注者綱紀保持マニュアルの制定について</p> <p>委員からの意見・質問及び回答 別紙のとおり</p>

意見・質問	回 答
<p>【綱紀保持規程の改正について】</p> <p>1．特定関係者の定義から国会議員やその秘書官を除いたのは、何か理由があるのか。また、国会議員から働きかけがあった場合には、報告しなくてもよいのか。</p> <p>2．第6条で、「職員は発注事務に関し、この規程に抵触すると思料する事実を確認し、・・・」とあるが、「事実を確認」とはどういうことか。</p> <p>3．重要なのは、情報がトップにとにかく伝わり、トップがこの情報の流通に責任を持つというところが非常に重要な点である。</p> <p>4．報告を受け付けてから、何日以内にか、あるいは1週間以内とか、そういう期限はないのか。</p>	<p>1．今回の改正は、水門談合事件を踏まえての所要の措置であり、これに関わった者を念頭に特定関係者の定義をしているためである。特定関係者として規定はしていないが、国会議員又はその秘書から不当な働きかけがあった場合は同様の扱いとなる。</p> <p>2．事実の確認は、職員自らがそういう事実を検分した場合のことを指す。</p> <p>3．すべての情報を所長まで報告し、個人が責任を負うことのないよう組織全体での運営に心掛けたい。</p> <p>4．特に、期限は設けていないが、報告自体、報告書という様式で出されるので、直にトップに上がることになる。</p>
<p>【発注者綱紀保持マニュアルについて】</p> <p>5．用語で「特定関係者」とあるが、この「特定」というのは、普通名詞としての「特定」なのか、それとも最終的な受注者になるかならないかという「特定」という意味なのか。</p> <p>前段の場合とすると国交省の発注業務の中で使われる「特定」という言葉に2種類あるということになるので、プロポーザル方式による場合の「特定」という用語を改める必要があるのではないか。</p>	<p>5．規程の中では、普通名詞として「不当な働きかけの主体となる関係者」を特定の関係者としている。</p> <p>プロポーザルの場合の受注予定者を指す「特定」と混同することはないと考えているが、ご意見を踏まえて検討する。</p> <p>マニュアルについては、細部のところを部分的に訂正し、再度、内容確認をさせていただきます。</p>